

# さくら市景観条例

平成 29 年 9 月 26 日  
さくら市条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 本市における良好な景観の形成については、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び栃木県景観条例（平成 15 年栃木県条例第 6 号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

2 市は、良好な景観の形成に向けて、市民及び事業者を支援又は誘導し、市民主体の景観まちづくりの実現に努める。

3 市は、良好な景観の形成のため、公共施設の整備を通じて先導的な役割を果たすように努める。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(景観計画の変更の手続)

第 7 条 市は、市が定めた景観計画（以下「景観計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめさくら市景観計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

(景観計画重点地区)

第8条 市長は、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち次の各号のいずれかに該当する地区で、かつ、重点的に景観の形成を推進する必要があると認める地区について、景観計画重点地区（以下この条において「重点地区」という。）として指定することができる。

- (1) 特徴ある景観を有するまちなみの保存活用を図る地区
- (2) 地区のシンボルとなる自然景観の保全を図る地区
- (3) 市民が魅力ある景観の創出を目指す地区

2 市長は、重点地区の区域内における景観の形成の目標、制限される行為及びその基準その他必要な事項を定めることができる。

3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする地区の住民及び事業者の意見を聴いた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、重点地区を指定したときは、これを告示するものとする。

5 前2項の規定は、重点地区の指定の内容の変更又は解除について準用する。

（景観計画への適合）

第9条 景観計画区域内で法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為（次条において「届出行為」という。）をしようとする者は、当該行為が景観計画の内容に適合するよう努めなければならない。

（事前協議）

第10条 届出行為のうち次の各号に掲げるものを行おうとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、届出行為のうち次の各号に該当しないものを行おうとする者についても、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 高さが13メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築等
- (2) 別表第1区分の欄に掲げる工作物のうち同表規模の欄に掲げる規模に該当するものの建設等
- (3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。第15条において同じ。）のうち開発区域（都市計画法第4条第13項に規定する開発区域をいう。第15条において同じ。）の面積が50,000平方メートルを超えるもの

2 前項の規定による協議は、法第16条第1項第1号から第3号まで

の規定による届出をする日の30日前までに、規則で定めるところによりしなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により協議した場合において、当該協議に係る行為が法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定めた制限(以下「景観形成基準」という。)に適合しないと認める場合は、当該協議の相手方に対し、当該協議に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置(以下「措置」という。)をとることを助言又は指導する。

(中止の届出)

- 第11条 法第16条第1項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為を中止しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届出をしなければならない。

(添付図書)

- 第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する図書は、法第8条第4項第2号の規定により景観計画に定めた制限についての対応を記載した書面その他規則で定める図書とする。

(指導、助言又は勧告)

- 第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認める場合は、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し、措置をとることを助言又は指導する。

- 2 市長は、前項の規定により助言又は指導した場合において、当該助言又は指導をされた者が当該助言又は指導に係る行為に関し、措置をとらなかったとき又は措置をとったにも関わらず、景観形成基準に適合しなかったときは、当該助言又は指導をされた者に対し、法第16条第3項の規定による勧告(以下「勧告」という。)をする。

- 3 市長は、勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

- 第14条 市長は、前条第2項の規定により勧告をした場合において、当該勧告をされた者が、正当な理由なく、それに従わなかったときは、当該勧告をされた者が個人であるときは、氏名及び住所並びに当該勧告の内容を、法人その他の団体であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告をされた者に対し、弁明その他意見陳述の機会を設けるとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要しないその他の行為)

第15条 法第16条第7項第11号に規定する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下である建築物の建築等

(2) 別表第2区分の欄に掲げる工作物のうち同表規模の欄に掲げる規模に該当するものの建設等

(3) 開発行為のうち開発区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの

(変更命令等)

第16条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の規定により届出を要する行為のすべてとする。

2 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(適合通知)

第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合すると認めるとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした者に通知する。

(1) 第13条第1項の規定により助言又は指導し、かつ、当該助言又は指導をされた者が措置をとり、景観形成基準に適合したとき。

(2) 勧告をし、かつ、当該勧告をされた者が措置をとり、景観形成基準に適合したとき。

(3) 法第17条第1項の規定による処分をし、かつ、当該処分をされた者が措置をとり、景観形成基準に適合したとき。

(景観重要建造物)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木)

第19条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(管理協定の締結等)

第20条 市長は、法第36条第1項の規定により協定を締結しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(景観まちづくり活動団体)

第21条 市長は、景観の形成の推進を目的として活動する団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として認定することができる。

2 市長は、景観まちづくり活動団体が解散したとき又は規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

(支援)

第22条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、技術的助言、助成その他必要な支援を予算の範囲内において行うことができる。

(1) 景観まちづくり活動団体

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者

(3) 景観の形成の推進に努める者で規則に定める要件に該当するもの

(表彰)

第23条 市長は、景観の形成の推進に寄与していると認められる建築物、工作物又は樹木について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項の表彰をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(審議会)

第24条 市長の諮問に応じ、次に掲げる景観の形成に関する事項を調

査審議するため、審議会を設置する。

(1) この条例の規定により意見を聴くこととされた事項に関する  
こと。

(2) 前号に掲げるもののほか、景観の形成の推進に関し必要な事  
項

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項  
は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条  
の規定は、平成30年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に栃木県景観条例第20条の規定によりされ  
ている届出のうち当該届出に係る行為が次の各号のいずれにも該当す  
るものについては、法第16条第1項又は第2項の規定による届出と  
みなす。

(1) 景観計画区域内で行われるもの

(2) 着手予定日が平成30年4月30日以前のもの

3 この条例の施行の際現に景観計画区域内で行うことを予定している  
行為のうち次の各号のいずれにも該当するものについては、第15条  
に規定する行為とみなす。

(1) 栃木県景観条例第2条第3号に規定する大規模行為に該当し  
ないもの

(2) 着手予定日が平成30年4月30日以前のもの

別表第1（第10条関係）

区分	規模
さく、塀、垣（生垣を除く。）、擁壁その他これに類するもの。	高さが5メートルを超えるもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが15メートルを超えるもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが20メートルを超えるもの
観覧車、飛行塔、コースター、ウォータースhoot、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが15メートルを超えるもの又は築造面積が1,000平方メートルを超えるもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
ガス、石油、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する施設	
再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さが5メートルを超えるもの又は築造面積が3,000平方メートルを超えるもの

別表第2（第15条関係）

区分	規模
さく、塀、垣（生垣を除く。）、擁壁その他これに類するもの。	高さが2メートル以下のもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下のもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さが15メートル以下のもの
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
観覧車、飛行塔、コースター、ウォータースhoot、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
ガス、石油、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する施設	
再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さが4メートル以下で、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの